

アンテナショップのあり方検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 秋田県のアンテナショップの将来的な施設のあり様や課題解決に向けた取組の方向性を検討するため、アンテナショップのあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、安藤 大輔（（一社）田沢湖・角館観光協会 会長）とする。
- 3 委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 委員長は、検討会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 検討委員会の庶務は、秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が提案し、検討委員会において決定する。

附則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。